行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	くらし安全・消費 生活課	整理番号	3-12
処分の種類	連鎖販売取引の禁止命令				
根拠法令条例 等·条項	特定商取引に関する法律第39条の2第1項、第68条 特定商取引に関する法律施行令第19条				
処分の概要	知事は、連鎖販売の統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者に対し、連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、当該業務停止を命ずる法人の役員、使用人等に対して、当該業務停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該業務停止を命ずる範囲の業務を新たに開始することの禁止を命ずることができる。				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	【参考す実のす売む一並二た2 て実販者務る一並二た3 場及者る売む一で考別が禁います。 び 者主次関取対 にいます では をいます では できる はいます できる はいます できる はいま がんが しい まで はいま できる はい できる はい に で は で がんが しい ま で は で で は で は で で は で は で は で は で は で	はの各人の はの名との名との名との名との名との名との名との名との名との名との名との名との名との		号に当時では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
基準の制定根拠			_		